

○御杖村政策推進課設置要綱

(設置)

第1条 御杖村行政組織条例（平成27年御杖村条例第1号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、臨時の組織として次の課を置く。

政策推進課

(政策推進課の事務分掌)

第2条 政策推進課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 重要施策の調査、企画及び推進に関すること。
- (2) 公共交通に関すること。
- (3) 移動支援に関すること。
- (4) 情報政策に関すること。

(事務分掌の細分)

第3条 前条に規定する事務分掌の細分は、次の表に定めるとおりとする。

| 事務分掌 | 事務分掌の細分 |
|--------------------------|--------------------------|
| (1)重要施策の調査、企画及び推進に関すること。 | (1)-1 総合計画・総合戦略策定に関すること。 |
| | (1)-2 旧小学校利活用に関すること。 |
| | (1)-3 ドクターヘリポートに関すること。 |
| | (1)-4 エネルギー政策に関すること。 |
| (2)公共交通に関すること。 | (2)-1 村内交通に関すること。 |
| | (2)-2 地域公共交通に関すること。 |
| (3)移動支援に関すること。 | (3)-1 移動支援に関すること。 |
| (4)情報政策に関すること。 | (4)-1 情報管理に関すること。 |
| | (4)-2 情報化の推進に関すること。 |

(事務分掌の調整)

第4条 条例及び御杖村行政組織規則（令和6年御杖村規則第3号。）で規定する事務分掌と、前2条で規定する事務分掌に重複する事務がある場合は、適宜調整をおこなうものとする。

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。